

## 第 4 号議案関係

### 「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」の一部改正について

地方自治法第 238 条の 4 関連部分（行政財産の貸付け又は私権の設定ができる場合の拡大）が、平成 19 年 3 月 1 日に施行されましたので、行政財産の無償貸付け等に関する規定の整備を図るため、条例の一部改正を提案します。

#### 地方自治法（第 238 条の 4）の改正の内容（条例改正に係わる部分）

##### 【法律改正の趣旨】

市町村合併や行政改革により生じた庁舎等の有効活用を図る  
私権を設定できる範囲を拡大

##### ● 行政財産の貸付け等の範囲の拡大

- ・ 土地に加え、建物も対象とする（床面積や敷地に余裕がある場合）
- ・ 地上権に加え<sup>（注）</sup>地役権も対象とする。

注）地役権：自分の何らかの目的のために他人の土地を利用する権利  
例）通行する権利や、他人の土地から水を引く権利など

#### 財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例の一部改正

《第 4 条第 2 項》 一定の条件を満たす場合<sup>（注）</sup>、無償又は時価より低い価額で、行政財産を貸し付け又は私権を設定することができる旨を規定

- 注）
- （1） 国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において  
公用、公共用または公益事業の用に供するとき。
  - （2） 貸付けを受けた者が地震、火災、水害等の災害により当該財産を  
使用の目的に供しがたいと認めるとき。

##### 【改正の内容】

##### ● 条例の対象

- ・ 土地に加え、建物等を含む「行政財産」を対象とする。
- ・ 地上権に加え、地役権も対象とする。

##### ● 施行日 公布の日